



Ver1.25.0 変更内容

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	全施設	令和5年度 物価高騰対策支援加算の追加
単価マスタ	追加	全施設	令和5年度 医療的ケア対応加算の追加

物価高騰対策支援加算の追加

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○令和5年度 物価高騰対策支援加算の追加 **(令和5年7月請求のみ児童明細の横浜市助成分で加算)**

対象施設:全施設

物価高騰に伴い、施設への給付として物価高騰対策支援加算が新設されます。

対象施設	助成額【月額】		
	加算名	加算内容及び適用要件	適用単価 (児童1人あたりの年額)
【1号】 幼稚園 認定こども園(1号)	物価高騰対策支援加算 (給食材料費相当額) 【令和5年7月分のみ】	令和5年4月～7月に公定価格の「給食実施加算」を1度でも適用したことがある施設に適用。 ※給食実施加算の適用状況に応じて「給食実施日数」を選択。	(1)週1日、週2日 1,380 円 (@230 円/月×6か月) (2)週3日、週4日 2,760 円 (@460 円/月×6か月) (3)週5日以上 3,480 円 (@580 円/月×6か月)
	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額) 【令和5年7月分のみ】	給食実施の有無に関わらず加算要件を満たす対象施設すべてに適用。	4,080 円 (@680 円/月×6か月)
【2・3号】 保育所 認定こども園(2・3号) 小規模保育事業 事業所内保育事業	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額及び 給食材料費相当額) 【令和5年7月分のみ】	加算要件を満たす対象施設すべてに適用。	7,560 円 (@1,260 円/月×6か月)



注意点 令和5年度 物価高騰対策支援加算の新設について

令和5年7月請求のみ児童明細の横浜市助成分で令和5年4月～9月までの6か月が加算されます。

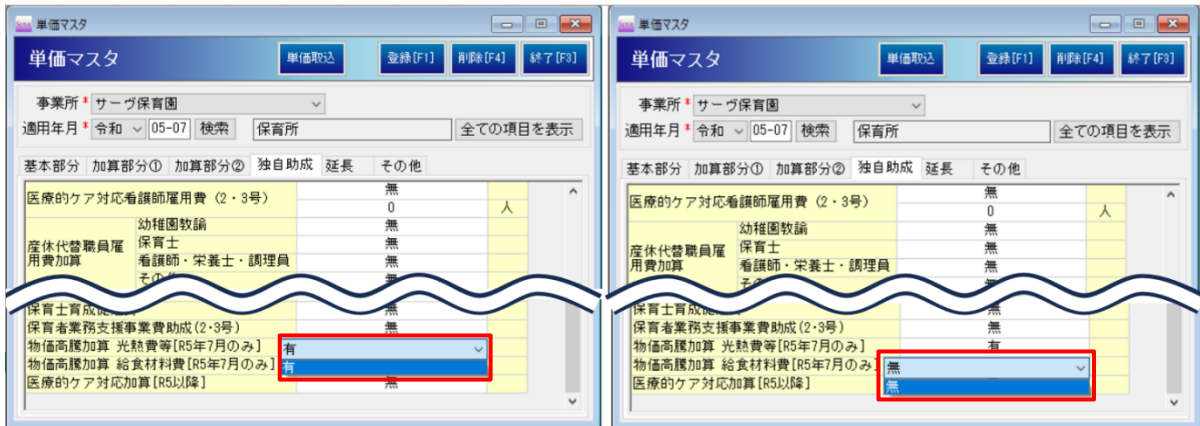
上記の表にあるオレンジ部分は給食実施の有無に関わらず全施設対象になり、単価マスタでは「有」固定になります。

○単価マスタ

- ・認定こども園、幼稚園の場合は物価高騰加算(給食材料費)の選択項目が「無(初期値)、週1~2日、週3~4日、週5日以上」を設定できます。



- ・認定こども園、幼稚園以外の施設(保育園、小規模保育園など)は物価高騰加算(給食材料費)の選択項目は「無」で固定です。



注意点 物価高騰加算の単価項目設定について

▼認定こども園、幼稚園の施設

給食材料費の加算要件をご確認ください

給食材料費の**加算要件を満たす場合は、給食材料費を「有」に変更**して登録をしてください

▼上記以外の施設 (保育園、小規模保育園など)

物価高騰加算を単価マスタで基本的に**変更することはありません。**

また、単価マスタにて光熱費等は「有」、給食材料費は「無」で固定されていますが、

光熱費等の請求をすることで**熱費等相当額+給食材料費相当額の金額が請求**されるようになります。

※単価マスタは「令和5年7月(2023年7月)分」の履歴を必ず登録、再登録してください。

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

適用年度に和暦の場合「05-07」 西暦の場合「2023-07」と入力して「Enter」キーを押下します

登録[F1] をクリックします。

単価マスタ

事業所 * サーブ認定こども園

適用年月 令和 05-07 検索 認定こども園-幼保連携型 全ての項目を表示

基本部分 加算部分① 加算部分② 独自助成 延長 その他

すでに単価マスタの登録履歴がある場合でも、再度 **登録[F1]** をクリックする必要があります。

単価マスタ

事業所 * サーブ認定こども園

適用年月 * 令和 05-07 検索 認定こども園-幼保連携型 全ての項目を表示

基本部分 加

適用年月検索

適用年月	降順
1 令和 5年 7月	
2 令和 5年 4月	



注意点

▼単価マスタの登録、再登録について(重要)

単価マスタは「令和5年7月(2023年7月)分」の履歴を必ず登録、再登録をしてください。

登録、再登録をせずに給付費データを作成すると、「物価高騰加算」の単価が追加されません。

給付費データを作成してしまった場合は単価マスタ登録後、作成した請求明細データの一括更新を行ってから請求データを送信いただきますようお願いいたします。

▼物価高騰加算 過誤対応について

8月早期フローにて7月分をご請求済の場合、物価高騰対策支援加算を請求いただくためにはアップデート後に児童明細の過誤再請求が必要です。

※物価高騰対策支援加算は8月通常フローから3月通常フローまでの期間で請求が可能です。

対象期間より後は請求できなくなりますので、加算対象の場合は期間内に必ずご請求ください。

○令和5年度 医療的ケア対応加算の追加

対象施設:全施設

令和5年度の制度改正に伴い、「医療的ケア対応加算【R5以降】」を新設しました。

○単価マスタ及び請求方法

1. 医療的ケア対応看護師雇用費に該当する場合、選択項目を「有」にして **登録[F1]** をクリックします。

基本部分	加算部分①	加算部分②	独自助成	延長	その他
	医療的ケア対応看護師雇用費 (2・3号)			有	人
	幼稚園教諭			無	
産休代替職員雇 用費加算	保育士			無	
	看護師・栄養士・調理員			無	
	その他			無	
	保育士育成費			無	
	保育者業務支援事業費助成(2・3号)			無	
	物価高騰加算 光熱費等[R5年7月のみ]			有	
	物価高騰加算 給食材料費[R5年7月のみ]			無	
	医療的ケア対応加算[R5以降]			無 無 有	

2. 毎月の給付費作成処理を行います。
3. 給付費作成(施設)画面の[医療的ケア対応費(R5年から)]に kintone のアプリ「雇用状況表・向上支援費加算状況等届出書(医療的ケア用)_令和5年度版」から該当月に表示されている合計金額を入力します。
4. **登録[F1]** をクリックします。

請求コード	請求内容	単価	数量	金額
H202002	食育推進 (2・3号) 2	204,000	1	204,000
H203001	食育推進 (栄養士格付け)	35,200	1	35,200
H206001	保育補助者雇用費助成	192,400	1	192,400
H210003	アレルギー児童対応費 (令和2年度以降) 3	54,400	1	54,400
H231001	職員処遇改善費加算(施設)	50,000	2	100,000
H240001	医療的ケア対応費 (R5年から)	0	1	0



注意点 令和5年度 医療的ケア対応加算の過誤申請について

請求済の令和5年4～7月分につきましては、制度改正の内容を反映した請求にするために単価マスタの登録後、対象月の施設明細過誤再請求が必要です。